

大分県報

令和四年
第二九〇号
三月十一日

（金曜日）

目次

教育委員会規則

職員へのき地手当等の支給に関する規則の一部改正……………一

告示

土地改良区の解散認可……………二

道路占用の制限……………二

大分県の指定金融機関及び収納代理金融機関の取扱店舗及び取扱事務を定める告示の一部改正……………二

選挙管理委員会告示

衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨……………三

警察本部訓令

大分県警察公印管理規程の一部改正……………四

公告

清算人の就任……………四

落札者等の公示（五件）……………五

○教育委員会規則

職員へのき地手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月十一日

大分県教育委員会

大分県教育委員会規則第一号

職員へのき地手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員へのき地手当等の支給に関する規則（平成十九年大分県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

令和四年三月十一日

大分県報（教育委規則）

一

別表第一の小学校の部の第一級学校の款の玖珠郡の項中「、古後小学校」を削り、同款の中津市の項中「深水小学校」の下に「、津民小学校」を加え、同款の日田市の項中「小野小学校、前津江小学校、」を削り、同款の竹田市の項中「白丹小学校」を「菅生小学校、白丹小学校、都野小学校」に改め、同款に次のように加える。

国東市 国見小学校

別表第一の小学校の部の第二級学校の款の玖珠郡の項中「日出生小学校」の下に「、古後小学校」を加え、同款の日田市の項中「津江小学校」を「前津江小学校、津江小学校」に改め、同部のへき地学校に準ずる学校の款の別府市の項及び中津市の項を削り、同款の佐伯市の項中「米水津小学校」を「本匠小学校、米水津小学校」に改め、同款の竹田市の項中「菅生小学校、都野小学校」を「久住小学校」に改め、同表の中学校の部の第一級学校の款の日田市の項中「前津江中学校、」を削り、同款の竹田市の項中「直入中学校」を「久住中学校、都野中学校、直入中学校」に改め、同款に次のように加える。

国東市 国見中学校

別表第一の中学校の部の第二級学校の款の日田市の項中「津江中学校」を「前津江中学校、津江中学校」に改め、同部のへき地学校に準ずる学校の款を次のように改める。

へき地学校に準ずる学校

佐伯市 本匠中学校

別表第二の小学校の部を次のように改める。

小学校の部

日田市 小野小学校

別表第二の中学校の部の佐伯市の項中「本匠中学校、」を削る。

附則

（施行期日）

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日においてへき地手当の支給を受けていた職員で、当該職員に係る改正後の職員のへき地手当等の支給に関する規則（以下「改正後の規則」という。）に基づくへき地手当の月額が施行日の前日におけるへき地手当の月額（以下「施行日前のへき地手当の月額」という。）に達しないこととなるもの（改正後の規則に基づくへき地手当の支給を受けないこととなる者を含む。）に係るへき地学校、へき地学校に準ずる学校及び職員のへき地手当等に関する条例（昭和三十五年大分県条例第五号）第五条第一項に規定する特別の地域に所在する学校の指定並びにへき地

手当の支給割合については、改正後の規則別表第一及び別表第二の規定にかかわらず、施行日以後当該職員が施行日の前日に勤務していた学校に引き続き勤務する場合（当該学校の移転があった場合を除く。）においては、なお従前の例による。この場合において、当該職員に支給するべき地手当の月額が当該職員に係る施行日前のへき地手当の月額を超えるときは、当該施行日前のへき地手当の月額に相当する額を支給する。

○ 告 示

大分県告示第百七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第六十七条第二項の規定により、次の土地改良区の解散を認可した。

令和四年三月十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

土地改良区名	所在地	認可年月日
伊美郷土地改良区	国東市	令四・二・二八

大分県告示第百八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定により、次のように道路の占用を制限する区域を指定する。

その関係図面は、令和四年三月十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和四年三月十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 占用を制限する区域	区域
道路の種類及び路線名	

県道庄内久住線	竹田市久住町大字栢木字高畦六〇三七番一から竹田市久住町大字栢木字中園五五六七番三まで
---------	--

県道佐伯蒲江線	佐伯市大字堅田字通山九五五番から佐伯市大字堅田字トウ鼻九〇五番三まで
---------	------------------------------------

県道長良木立線

佐伯市大字長良寺ノ上二一九〇番二から佐伯市大字長良字野中二二九八番三まで

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

四 占用の制限を開始する期日

令和四年四月一日

大分県告示第百九号

大分県の指定金融機関及び収納代理金融機関の取扱店舗及び取扱事務を定める告示（平成二十年大分県告示第百四十五号）の一部を次のように改正する。

令和四年三月十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

第二条の表中「すべて」を「全て」に改める。
第三条の表その一中「すべて」を「全て」に、

株式会社北九州銀行	大分支店
中津支店	
株式会社三井住友信託銀行株式会社	大分支店
中津支店	

を

株式会社北九州銀行	大分支店
中津支店	

に改め、同表その二中「すべて」を「全て」

に改める。

附 則

この告示は、令和四年四月一日から施行する。

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第十号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十二条第一項の規定により、令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨を次のとおり公表する。

令和四年三月十一日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

第三回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 選挙の種類 令和3年10月31日執行衆議院小選挙区選出議員選挙（大分県第1区）
- 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
24,896,200円
- 収支報告書の要旨

候補者氏名	古良 卓司	候補者届出政党 又は所属党派	無所属	期間	12月7日から第3回分 12月22日まで
出納責任者氏名	古良 卓司				

収入	支出
主たる寄附	0円
その他の寄附	0円
その他の収入	0円
今回計	0円
前回計	5,000,000円
総計	5,000,000円
	今回計
	241,230円
	0円
	6,335,675円
	6,576,905円
支出のうち公費負担相当額	
	選挙運動用通常葉書の作成
	ビラの作成
	ポスターの作成
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成
	個人演説会の立札及び看板の類の作成
	計

報告書受理年月日 令和4年1月14日

第3回報告分

森吉一利	〃	国見町伊美二四〇七番地二
大塩照明	〃	国見町野田九三九番地
大石時夫	〃	国見町赤根二一〇三番地一
都留喜多男	〃	国見町中九七三番地一
川上鉄之助	〃	国東町富来浦一八五一番地三八
田中徹治	〃	国見町中三七四番地二
河野通明	〃	国見町千燈八六二番地
池田芳夫	〃	国見町中一〇一三番地
峯野律雄	〃	国見町伊美一七八九番地

次のとおり落札者等について公示する。

令和四年三月十一日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

一 落札に係る物品等の名称及び数量

大分県立杵築高等学校ほか十九施設で使用する電気五百一万八千六百五十七キロワット

アワー

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県教育庁教育財務課

大分市府内町三丁目十番一号

三 落札者を決定した日

令和四年一月二十一日

四 落札者の氏名及び住所

九州電力株式会社大分営業所

大分市金池町二丁目三番四号

五 落札金額（電気料金の見込金額）

八千四百七十七万九百四十六円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告をした日

令和三年十二月七日

次のとおり落札者等について公示する。

令和四年三月十一日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

一 落札に係る物品等の名称及び数量

大分県立高田高等学校ほか十五施設で使用する電気五百五十七万七千二百六十一キロワットアワー

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県教育庁教育財務課

大分市府内町三丁目十番一号

三 落札者を決定した日

令和四年一月二十一日

四 落札者の氏名及び住所

九州電力株式会社大分営業所

大分市金池町二丁目三番四号

五 落札金額（電気料金の見込金額）

九千九百九十一万九千三百三十五円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告をした日

令和三年十二月七日

次のとおり落札者等について公示する。

令和四年三月十一日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

一 落札に係る物品等の名称及び数量

大分県立国東高等学校ほか二十施設で使用する電気四百九十一万四千八百六十三キロワットアワー

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県教育庁教育財務課

大分市府内町三丁目十番一号

三 落札者を決定した日

令和四年一月二十一日

四 落札者の氏名及び住所

九州電力株式会社大分営業所 所長 服部 剛

大分市金池町二丁目三番四号

五 落札金額（電気料金の見込金額）

八千三百三十六万三千八百七十五円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告をした日

令和三年十二月七日

次のとおり落札者等について公示する。

令和四年三月十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 落札に係る物品等の名称及び数量

大分県立海洋科学高等学校ほか七施設で使用する電気二百八十五万五千九百一十キロワットアワー

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県教育庁教育財務課

大分市府内町三丁目十番一号

三 落札者を決定した日

令和四年一月二十一日

四 落札者の氏名及び住所

九州電力株式会社大分営業所 所長 服部 剛

大分市金池町二丁目三番四号

五 落札金額（電気料金の見込金額）

四千四百九十四万七千八百八十八円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告をした日

令和三年十二月七日

次のとおり落札者等について公示する。

令和四年三月十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 落札に係る物品等の名称及び数量

大分県警察本部庁舎別館ほか十三施設で使用する電気二百八十六万三千十三キロワットアワー

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県警察本部警務部会計課

大分市大手町三丁目一番一号

三 落札者を決定した日

令和四年一月二十一日

四 落札者の氏名及び住所

九州電力株式会社大分営業所 所長 服部 剛

大分市金池町二丁目三番四号

五 落札金額

四千四百九十九万七千九百六十三円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告をした日

令和三年十二月七日